

令和5年12月20日

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社パワーソリューションズ
代表取締役社長 高橋 忠郎

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社OLDE
代表取締役 加藤 秀和

株式会社パワーソリューションズ（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社OLDE（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した令和5年12月14日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、令和6年2月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社のデジタルインテグレーション推進本部が担当する事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。本件分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

1 吸収分割契約の内容

別紙1の吸収分割契約書をご参照下さい。

2 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際しては、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して本件承継権利義務の対価として株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。本件分割の効力発生日時点において、吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。

3 剰余金の配当等に関する事項

該当事項はございません。

4 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

5 吸収分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2の吸収分割会社の計算書類等をご参照下さい。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割会社は、2023年3月30日開催の臨時取締役会において、中期的な運転資金として金融機関から9億円の借入を決議し、実行いたしました。

6 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、最初の事業年度がその成立の日（令和5年10月6日）から令和5年12月31日までであるため、最終事業年度はございません。

吸収分割会社の成立の日における貸借対照表の内容は、次のとおりです。

令和5年10月6日現在

資産の部	金額（千円）	負債及び純資産の部	金額（千円）
[流動資産]	20,000	[流動負債]	0
現金及び預金	20,000	[株主資本]	20,000
		資本金	20,000
		利益剰余金	0
合計	20,000	合計	20,000

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割承継会社は、令和5年11月14日付で、ミニコンデジタルワーク株式会社（以下「MDW社」といいます。）からその事業の全部を承継する吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割の効力発生日は令和6年1月1日であり、MDW社が有する権利義務は、当該吸収分割契約の定める範囲において吸収分割承継会社に承継される予定です。

7 効力発生日以後における吸収分割会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限ります。）の履行の見込みに関する事項

本件分割後における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

また、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、吸収分割承継会社の負担する債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限ります。）については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断致します。

8 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙1 吸収分割契約

(次頁以降に添付の通り)

吸収分割契約書

株式会社 OLDE（以下「甲」という）と株式会社パワーソリューションズ（以下「乙」という）とは、乙が、デジタルインテグレーション推進本部が担当する事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を甲に承継させる吸収分割（以下「本分割」という）に関し、令和5年12月14日、次のとおり契約を締結する（以下、この分割契約書を「本契約」という）。

第1条（吸収分割）

乙は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第3条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により本事業に関して有する第4条第1項所定の権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（承継会社）：株式会社 OLDE

東京都千代田区九段北一丁目13番5号

乙（分割会社）：株式会社パワーソリューションズ

東京都千代田区九段北一丁目13番5号

第3条（効力発生日）

本分割がその効力を生じる日（以下「本件効力発生日」という）は、令和6年2月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第4条（本分割により承継する権利義務）

- 1 甲は、本件効力発生日において、本事業に関する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「本権利義務」という。）を乙から承継する。
- 2 乙の甲に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第5条（本分割の対価）

甲は、本分割に際し、乙に対して本権利義務の対価を支払わない。

第6条（資本金および準備金）

本分割により、甲の資本金および準備金は増加しない。

第7条（株主総会決議）

- 1 乙は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本分割を行う。
- 2 甲は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行う。

第8条（競業避止義務を負わない旨の確認）

乙は、本分割にかかわらず、本事業およびこれに類似する事業に関する競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理）

本契約締結後、本件効力発生日まで、乙は善良なる管理者の注意をもって本事業にかかる業務の執行及び財産の管理をする。

第10条（本契約の変更および解除）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に際し、必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。但し、電子署名サービスを用いる場合は、これに代えて、本契約締結の証として、本契約の電磁的記録を作成し、当事者双方が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。電子署名サービスを用いる場合においては、本契約の電磁的記録を原本とし、該電磁的記録を印刷した文書はその写しとする

令和5年12月14日

甲 東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社 OLDE
代表取締役 加藤 秀和



乙 東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社パワーソリューションズ
代表取締役社長 高橋 忠郎



別紙 承継権利義務明細表（吸収分割契約書第4条第1項）

本件効力発生日において、甲が乙から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下に記載するとおりとする。なお、甲が乙から承継する権利義務のうち資産および負債については、令和4年12月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する。

1 資産

本事業に属する RPA 通常ライセンスおよび RPABPO ライセンス（ライセンス期間が 2024 年 3 月末日までのもの）

2 負債

賞与引当金

3 知的財産権

本事業に属する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他知的財産権。但し、別途甲乙間で合意したものを除く。

4 承継するその他の権利義務等

(1) 契約（雇用契約以外）

主として本事業に関して乙が締結した売買契約、業務委託契約、共同開発契約、ライセンス契約その他一切の契約（雇用契約を除く。）に関する契約上の地位およびこれらから発生するもののうち、金銭債権及び金銭債務を除いた一切の権利義務。但し、別途甲乙間で合意したものを除く。

(2) 雇用契約

甲は、乙が締結し、かつ本件効力発生日の前日の終了時において効力を有する、本事業に従事する乙の従業員（但し、本件効力発生日の前日までに別途甲及び乙が合意した従業員を除く。）との間の雇用契約に係る契約上の地位およびそれに基づき発生した権利義務を承継する。ただし、勤続年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ定める。

5 許認可

主として本事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等であって法律上承継が可能なもの。但し、別途甲乙間で合意したものを除く。

6 その他

上記以外についても、甲および乙は、甲が本件効力発生日において承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の詳細について別途合意できるものとする。

以上

別紙2 吸収分割会社の計算書類等

(次頁以降に添付の通り)

第 21 期 計算書類

(2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで)

貸借対照表

2022年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	2,263,463	流動負債	927,569
現金及び預金	1,056,562	買掛金	152,196
売掛金及び契約資産	1,060,046	未払金	127,753
仕掛品	8,283	未払費用	192,876
貯蔵品	20,362	未払法人税等	109,897
前渡金	47,672	契約負債	48,573
前払費用	75,717	賞与引当金	106,928
その他	1,145	役員賞与引当金	36,000
貸倒引当金	△6,326	受注損失引当金	2,158
固定資産	934,820	その他	151,185
有形固定資産	22,893	負債合計	927,569
建物	14,030	[純資産の部]	
工具、器具及び備品	8,862	株主資本	2,269,638
無形固定資産	39,769	資本金	399,304
ソフトウェア	39,714	資本剰余金	386,804
その他	55	資本準備金	379,304
投資その他の資産	872,156	その他資本剰余金	7,499
投資有価証券	289,057	利益剰余金	1,495,332
関係会社株式	318,000	その他利益剰余金	1,495,332
敷金及び保証金	149,186	繰越利益剰余金	1,495,332
長期貸付金	5,066	自己株式	△11,802
長期前払費用	13,825	評価・換算差額等	1,076
繰延税金資産	102,088	その他有価証券評価差額金	1,076
貸倒引当金	△5,066	純資産合計	2,270,714
資産合計	3,198,283	負債・純資産合計	3,198,283

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		4,036,874
II. 売上原価		2,571,662
	売上総利益	1,465,212
III. 販売費及び一般管理費		1,055,639
	営業利益	409,572
IV. 営業外収益		
経営指導料	18,840	
その他	54	18,894
V. 営業外費用		
投資事業組合運用損	1,366	
その他	801	2,167
	経常利益	426,298
	税引前当期純利益	426,298
	法人税、住民税及び事業税	154,467
	法人税等調整額	△33,414
	当期純利益	305,245

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	377,785	357,785	—	357,785	1,190,086	1,190,086
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	688	688	—	688	—	—
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	20,830	20,830	—	20,830	—	—
当期純利益	—	—	—	—	305,245	305,245
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
譲渡制限付株式報酬	—	—	7,499	7,499	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	21,519	21,519	7,499	29,018	305,245	305,245
当期末残高	399,304	379,304	7,499	386,804	1,495,332	1,495,332

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△11,454	1,914,202	—	—	1,914,202
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	—	1,377	—	—	1,377
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	—	41,661	—	—	41,661
当期純利益	—	305,245	—	—	305,245
自己株式の取得	△347	△347	—	—	△347
譲渡制限付株式報酬	—	7,499	—	—	7,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	1,076	1,076	1,076
当期変動額合計	△347	355,436	1,076	1,076	356,512
当期末残高	△11,802	2,269,638	1,076	1,076	2,270,714

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、2020年8月に取得した新事務所の建物附属設備については、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産

自社利用ソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

執行役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、損失見積額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下

のとおりであります。

(1) 請負契約に係る取引

請負契約に係る取引については、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。したがって、請負契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 派遣・準委任契約に係る取引

派遣契約に係る取引については、労働者派遣契約に基づき当社のエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働者派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として認識しております。

準委任契約に係る取引については、当社の指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金期首残高、及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 47,100千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引以外の取引高 37,026千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 4,799株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	3,488千円
賞与引当金	32,741千円
役員賞与引当金	11,023千円
株式報酬費用	21,206千円
未払事業税	15,846千円
その他	18,257千円
繰延税金資産合計	102,563千円

繰延税金負債	△474千円
繰延税金資産純額	102,088千円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社エグゼクシヨン	所有直接100%	営業上の取引及び役員の兼務	経営指導料	18,840	—	—

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税は含まれておりません。
 2. 経営指導料については、運営経費を基に決定しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,609円65銭
1株当たり当期純利益	219円07銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。